

2025年6月25日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高山 靖司
(コード番号 5929 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 元木 崇延
(TEL 03-3346-3039)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 40,766株
(3) 処分価額	1株につき4,781円
(4) 処分価額の総額	194,902,246円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※） 3名 13,384株 当社の執行役員 1名 1,694株 当社子会社の幹部従業員 370名 25,688株 ※非常勤取締役、社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、同年6月22日開催の第86期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額8千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により対象取締役に発行または処分される普通株式の総数は、年120,000株以内とすることとしています。

また、当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、当社子会社の幹部従業員に対し、福利厚生の一環として譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

今般、当社及び当社子会社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社グループの業績、職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象取締役3名（非常勤取締役を除く。）、当社の執行役員1名（以下「対象執行役員」といいます。）及び当社子会社の幹部従業員370名（以下「対象子会社従業員」といい、対象取締役及び対象執行役員と総称して「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権（対象子会社従業員については金銭債権。以下同じです。）合計194,902,246円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、その上で、当社の取締役会は、本金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金4,781円）、割当対象者に対し、当社の普通株式合計40,766株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

《譲渡制限付株式割当契約の概要》

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は、2025年7月18日（以下「払込期日」といいます。）から当社又は三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター工業」といいます。）の取締役または執行役員のいずれの地位も（対象子会社従業員については、三和シャッター工業の従業員の地位を）喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象者は、払込期日から2026年7月1日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち、対象取締役については払込期日から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を、対象執行役員及び対象子会社従業員については払込期日から2026年3月31日までの間をそれぞれ役務提供期間とします。）、継続して当社又は三和シャッター工業の取締役または執行役員のいずれかの地位（対象子会社従業員については、三和シャッター工業の従業員の地位）にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了、辞任その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は三和シャッター工業の取締役または執行役員のいずれの地位も（対象子会社従業員については、三和シャッター工業の従業員の地位を）喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、対象取締役については2025年7月から当該喪失の日を含む月（ただし、当該喪失日が15日より前の場合は前月）までの月数を、対象執行役員及び対象子会社従業員については2025年4月から当該喪失の日を含む月（ただし、当該喪失日が15日より前の場合は前月）までの月数を、12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,781円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上